

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 令和2年3月30日(月)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後2時55分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 佐 藤 秀 樹  
委 員 鳥 海 正 明  
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光  
管理部長 大 竹 陽一郎  
学校教育部長 筒 井 道 広  
生涯学習部長 三 澤 史 子  
学校教育部参事兼学務課長 磯 野 護  
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦  
教育総務課長 齋 藤 太 郎  
指導課長 大 野 等  
社会教育課長 二 野 史 靖  
青少年課長 加 藤 宏 之  
文化ホール館長 高 橋 頼 子  
青少年センター所長 大 谷 泰 彦

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

陳情第8号 金杉台中学校の今後について、松本教育長と保護者・地域住民との懇談会を求める陳情について

議案第15号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第16号 船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

議案第17号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第18号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第19号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第20号 船橋市家庭教育指導員の設置等に関する規則及び船橋市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則について

議案第21号 船橋市少年自然の家条例施行規則について

議案第22号 船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第23号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

議案第24号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

議案第25号 令和2年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について

議案第26号 職員の任免について

議案第27号 職員の任免について

### 第3 臨時代理報告

報告第1号 県費負担教職員の任免に関する内申について

### 第4 報告事項

- (1) 令和元年度船橋市包括外部監査の結果報告書について
- (2) 令和元年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会について
- (3) 教育研究論文について
- (4) 第34回令和元年度ふなばし生涯学習フェアについて
- (5) 令和元年度取掛西貝塚学術調査について
- (6) その他

## 6. 議事の内容

### 【佐藤委員】

ただいまから、教育委員会議3月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議は、松本教育長及び鎌田委員が所用により欠席のため、教育長より指名を受け、私が職務を代理し、進行を務めさせていただきます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

それでははじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

3月5日に開催いたしました教育委員会会議臨時会の会議録をお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

**【佐藤委員】**

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。順守いただけない場合には、退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第23号及び議案第24号については船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第3号に、議案第25号については同規則第12条第1項第5号に、議案第26号及び議案第27号については同規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思っております。また、当該議案については、傍聴人及び関係理事者以外の方には退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(6)の後に繰り下げたいと思っております。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、はじめに、陳情第8号ですが、この陳情の願意は、松本教育長との懇談会を求めるというものであります。合議制の会議であるので、本日審議、採択を行うことは可能ではあるとは思いますが、この陳情は教育長に対するものですので、教育長の意見を伺った上で判断することが望ましいと私は考えております。

事務局に伺いますが、本日審議、採択をせず、次回の会議の議題とすることは可能でしょうか。

教育総務課長、お願いします。

**【教育総務課長】**

陳情第8号について、本日採決しないで次回の会議の議題とすることが可能かという

ご質問でございますが、船橋市教育委員会会議規則第2条、議事日程を規定する第8条で、議事日程に記載した案件について、議決に至らなかったものについては教育長がこれを次の会議の議事日程に記載しなければならないと規定されております。

このことから、委員の皆様が今回議決しないことに異議がない場合には、本日採決せずに次回令和2年4月の定例会の議事日程に引き続き記載され、審議することになると解釈しております。

以上でございます。

**【佐藤委員】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、次回の会議で審議ができるということですので、この陳情についてはそのように取り扱いたいと思いますけれども、ご異議はございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。陳情第8号については、次回の会議で審議するものとしたします。

続きまして、議案第15号について、教育総務課、説明願います。  
教育総務課長。

**【教育総務課長】**

それでは、議案第15号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご説明します。

資料は、本冊の3ページから7ページまでとなります。

まず、本規則制定の理由でございますが、7ページの下段のとおり、3点ございます。

1点目として総務事務の集約化に伴う組織改編、2点目として分掌事務の見直し、3点目として令和2年度から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、所要の改正等を行うものでございます。なお、令和2年度から制度が導入される会計年度任用職員とは、主に現在の非常勤職員及び臨時的任用職員に代わる職となります。

それでは、主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

まず、組織改編に伴う改正として4ページ中段の表、第9条の改正において、管理部教育総務課の給与厚生係を削除いたします。これは、現在教育総務課が行っている給与福利厚生事務を令和2年度から市長事務部局の総務部職員課に集約することから、給与

厚生係を廃止いたします。

次に、生涯学習部社会教育課の指導係を企画調査係へ名称を変更いたします。これは、社会教育課の分掌事務のうち社会教育に係る企画及び調査に関することが従来の指導係の主たる事務であることを明確とするため、名称を企画調査係に変更するものです。

続きまして、分掌事務の見直しとして第11条及び第12条の改正において配置される教育総務課給与厚生係の分掌事務を削除いたします。

また、5ページから6ページにかけての第13条、14条及び第16条の改正につきましては、学務課、指導課、文化課、総合教育センター、教育支援課、支援室の分掌事務のうち、非常勤職員及び臨時的任用職員の任免に関する規定を削除いたします。これは、会計年度任用職員制度導入に伴い、これまで定めていた非常勤職員及び臨時的任用職員の任免を削除し、会計年度任用職員の任用に関しては関連する業務の一環として捉えることとしたためでございます。また、第13条の指導課の分掌事務の16号にスクールロイヤーに関することを追加いたします。

これは、学校で生じる様々な問題の解決に有効な法的側面の助言を行うことを目的として、弁護士の活用により教職員等が迅速に相談できる体制を整備するためのものがございます。

最後に、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正として、第31条の事務局及び教育機関に必要なに応じて会計年度任用職員を置くことができるを追加いたします。これは、令和2年度から導入となる会計年度任用職員について、事務局及び教育委員会に置くことができる職員としての位置付けを明確にするためのものがございます。

そのほか、文言の修正をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【佐藤委員】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ございませんか。

それでは、質問等がなければ、第15号、船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【佐藤委員】

ありがとうございます。異議なしと認めます。

議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、教育総務課、説明願います。  
教育総務課長。

**【教育総務課長】**

議案第16号、船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊の9ページから11ページまでとなります。

本規則制定の理由につきましては、このたび市長事務部局におきまして、船橋市文書管理規則の一部の改正があり、文書主任と文書担当者の役割を整理することに伴い、船橋市教育委員会文書管理規則の改正を行うものでございます。

それでは、主な内容について、新旧対照表でご説明いたします。

10ページの中ほどをご覧ください。

第5条において、文書担当者と文書主任を規定しておりますが、その両者の事務範囲が同じであることから、役割を明確にするため、文書担当者を廃止し、文書主任として充てる者を第1号から第6号に示しております。具体的には、第1号から第3号の組織においては、当該組織の補佐等の職にある者を文書主任として充て、第4号から第6号の組織については、当該組織の長の職に当たる者を文書主任として充てております。

また、第5条の第3項、第4項については、このたび文書担当者を廃止することから、削除しております。

そのほか、文言の修正をしております。

説明は以上でございます。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第16号、船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則についてを採択いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

**【教育総務課長】**

それでは、議案第17号、船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

資料は、本冊の13ページから16ページまでとなります。

まず、本訓令制定の理由ですが、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入すること及び教育総務課の給与厚生係を廃止することに伴う改正でございます。

それでは、主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

まず、13ページ、別表第1の教育長の決裁事項及び共通専決事項に会計年度任用職員の任免を加えるとともに、教育総務課の合議といたします。これは、令和2年度の会計年度任用職員制度導入に伴い、これまでの各課の個別専決事項で定めていた非常勤職員及び臨時的任用職員の任免を削除し、会計年度任用職員の任免として、共通専決事項とするための改正でございます。

次に、14ページをご覧ください。

別表第2の教育総務課の個別専決事項から、扶養親族の認定、住居手当の額の認定、通勤手当の額の認定、共済組合に関する事務を削除いたします。これは、教育総務課給与厚生係が行っている給与・福利厚生事務を令和2年度から市長事務部局の総務部職員課へ集約することによるものです。

同じく別表2において、教育総務課、学務課、指導課、文化課の個別専決事項のうち、非常勤職員及び臨時的職員の任免に関する規定を削除いたします。これは、先ほど申し上げましたとおり、各課の個別専決事項で定めていた非常勤職員及び臨時的任用職員の任免を削除し、会計年度任用職員の任免として共通専決事項とするためのものです。

説明は以上でございます。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第17号、船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、学務課、説明願います。

学務課長、お願いします。

**【学務課長】**

それでは、議案第18号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料は、本冊17ページをご覧ください。

来年度より会計年度任用職員制度へ移行するため、旧制度では要綱で規定していた臨時講師を代替講師と改め、管理規則に明記することにしました。また、現規則では、46条から46条の3までそれぞれ規定していましたが、見やすくするために、号立てに変更したものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第18号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第18号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号について、学務課、説明願います。

学務課長、お願いします。

**【学務課長】**

船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてをご説明いたします。

お手元の資料本冊19ページの議案第19号をご覧ください。

今回の改正は、大きく分けると2つございます。1つは住居表示の変更、2つ目は塚田南小学校の設置により、それぞれ規定の整備を行うものです。

1つ目の住居表示の変更は、海神小学校と西海神小学校の項になります。いずれも建物の新築・取壊しや建替えなどにより住居表示の変更がありましたので、規定の整備を行うものでございます。

海神小学校と西海神小学校を除く小学校の項は、塚田南小学校の設置に関わる改正です。令和2年第1回船橋市議会定例会におきまして、船橋市立小学校設置条例が改正され、令和3年4月1日施行で塚田南小学校が設置されることとなりました。設置に併せまして、塚田南小学校及び周辺小学校の通学区域を変更します。この通学区域の変更の内容につきましては、平成30年3月の教育委員会会議定例会におきまして既に議決をいただいておりますが、条例改正前でございますので、規則は改正していませんでした。今回は、設置条例の改正に伴いまして規則も改正するものです。

なお、通学区域を変更する箇所の中で、平成30年からこれまでに住居表示の変更等が生じた部分につきましては、先ほどご説明しました海神小学校及び西海神小学校の項の改正と併せまして、令和2年2月5日に学区審議会に諮問をし、当日付で事務局案のとおり答申を頂いているところでございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【佐藤委員】

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

すみません、確認です。これは、住居表示の変更は公布の日で、その他が3年の4月1日からということになるんですか。

学務課長。

#### 【学務課長】

規則の改正はここで改正をさせていただいて、もう4月1日から実際に塚田南小学校に転校する児童の対応をしますので、令和3年4月1日というのはあくまでも設置条例がそこから施行されるということで、設置条例については開校に合わせた4月1日ですが、この規則については、2日後の4月1日から対応していかなければいけませんので、改正ということになります。

#### 【佐藤委員】

分かりました。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

ないようでしたら、議案第19号、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規

則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。異議なしと認めます。

議案第19号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号について、社会教育課、説明願います。

社会教育課長、お願いします。

**【社会教育課長】**

議案第20号、船橋市家庭教育指導員の設置等に関する規則及び船橋市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則についてご説明いたします。

資料は、本冊25ページとなっております。

これまで非常勤特別職であった家庭教育指導員及び社会教育指導員の職は、令和2年度以降、会計年度任用職員の職へ移行いたします。これに伴い、任期や服務などにつきましては、これまで船橋市社会教育指導員の設置等に関する規則及び船橋市家庭教育指導員の設置等に関する規則にそれぞれ規定されておりましたが、令和2年度以降は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則にて規定することとなります。

これに伴いまして、従前の2つの規則のほうを廃止するために本規則を制定するものでございます。

なお、家庭教育指導員及び社会教育指導員の職務内容につきましては、別途要綱を定める予定です。

説明は以上となります。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第20号、船橋市家庭教育指導員の設置等に関する規則及び船橋市社会教育指導員の設置等に関する規則を廃止する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第20号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号について、青少年課、説明願います。

青少年課長、お願いします。

**【青少年課長】**

議案第21号、船橋市少年自然の家条例施行規則について、説明いたします。

資料は、別冊1、1ページから12ページとなります。

改正理由につきましては、令和2年第1回船橋市市議会定例会におきまして、船橋市少年自然の家条例の全部改正の議決を受けたことに伴いまして、所要の改正等を行う必要があるため、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づき、議決を得る必要があるためでございます。

主な改正内容について説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

指定管理者導入に伴う規定を第2条から第4条に新たに加えました。

また、申請書などの様式につきましては、第1号、第2号様式において、指定管理者導入に関する申請並びに通知について、新たに付け加えました。

また、第3号から第7号様式におきましては、運用後に使用する申請書などについて指定しております。

なお、施行日につきましては、指定管理の開始であります令和3年4月1日といたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【佐藤委員】**

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、議案第21号、船橋市少年自然の家条例施行規則について採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第 2 1 号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 2 2 号について、市民文化ホール、説明願います。

市民文化ホール館長、お願いします。

**【市民文化ホール館長】**

では、議案第 2 2 号、船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本冊 2 7 ページから 2 9 ページまででございます。

市民文化ホール及び市民文化創造館では、使用料を定めて舞台等の設備の貸出しを行っておりますが、長年にわたり使用の実績がなく、かつ今後も使用が見込めず、状態も使用に耐えない設備 1 0 種類につきまして、このたび廃棄処分いたしました。処分した設備は、新旧対照表の下線の引かれた品目でございます。廃棄に伴い規則の一部を改正する必要があり、ご審議をお願いするものです。

以上、よろしく願いいたします。

**【佐藤委員】**

ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、議案第 2 2 号、船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【佐藤委員】**

異議なしと認めます。

議案第 2 2 号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第 1 号について、学務課、報告願います。

学務課長、お願いします。

**【学務課長】**

報告第 1 号、県費負担教職員の任免に関する内申についてご報告申し上げます。

資料は、別冊 1 の 1 3 ページからでございます。

説明をさせていただく前に、皆さんの机の上に 1 部、資料の差替えということで、 1

8ページの資料の差替えを置かせていただいております。

まず、差し替えたところからご説明をさせていただきます。

別冊1のほうには、転入のところに①、県の総合教育センターより佐藤先生が前原中学校へ、そして市川市立南行徳中の教頭、木下先生が飯山満中学校へというのが書かれていると思いますが、差替えの資料を見ていただきまして、県の総合教育センターの佐藤先生が先週病気で倒れられてこちらに来られなくなったという緊急事態が生じました。そのために、先週末に配置換えを行いまして、飯山満中学校に着任予定であった南行徳中の教頭の木下先生を前原中学校へ、そして飯山満中学校が空いてしまいますので、飯山満中学校には新任の校長として市の総合教育センターの副主幹の太田先生を新任校長ということでの差替えでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

令和元年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が16名、行政等の転出者が3名となり、市内に19名の新たな校長が配置されます。19名の新たな校長のうち、再任の校長は4名、他市等からの転入の校長が2名、市内の新任校長が13名となります。

令和元年度末年齢が56歳以下の若い新任校長につきましては10名となっております。

そのほかに、船橋市の在籍の者が1名、他市の校長として新任校長として配置されることとなっております。

次に、教頭でございますが、退職者が7名、教頭から校長に昇任した者が8名、行政や他市に異動した者が8名おり、市内に23名の新たな教頭が配置されます。23名の新たな教頭のうち、再任の教頭が2名、県の教育委員会から転入する者が2名、市内の新任教頭が19名となります。

以上でございます。

#### 【佐藤委員】

ありがとうございます。

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

いいですか。ないようでしたら、続きまして、報告事項に入りたいと思います。

はじめに、報告事項1について、教育総務課、報告をお願いします。

教育総務課長。

#### 【教育総務課長】

それでは、報告事項1、令和元年度船橋市包括外部監査の結果報告書についてご報告させていただきます。

資料は、本冊31ページとなります。

今月5日に開催されました教育委員会会議3月臨時会において、皆様に令和元年度船橋市包括外部監査の結果報告書を配付し、包括外部監査制度の概要についてご説明させていただきました。

本日は、報告書に記載された指摘事項や意見の内容についてご報告させていただきます。

本年度の包括外部監査の目的や範囲、対象や期間については、このページ1、概要に記載のとおりでございます。また、今回の包括外部監査における特徴としては、上から5番目、防災の専門家が外部監査人補助者として参加し、学校における防災教育や応急教育等の実施状況や震災時対応マニュアルの整備状況の検証といった防災対策の監査が加わったことが挙げられます。

2、監査結果をご覧ください。これらの監査の結果、報告書において24件の指摘及び77件の意見がございました。なお、指摘と意見の違いにつきましては、1、概要の下から3番目及び2番目に記載させていただきましたとおり、指摘とは法令等との法規性違反またはそれに準ずるものであり、厳格に改善措置が要求されるものであることに対し、意見とは、法規性違反ではありませんが、経済性、効率性または有効性等の面で改善の余地が大きいものであるとの違いがございます。

32ページ、3、「指摘」についてをご覧ください。

今回寄せられた指摘事項の全件について、35ページまでその概要を記載しております。主な指摘事項といたしまして、まず学校の防災対策について、一番左の欄の通し番号1では、各学校の震災時対応マニュアルの内容が実態に合っているものか確認し、内容に不備があった場合は是正について指導を行うとともに、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校と連絡をより綿密にされたいといった指摘がありました。

また、35ページの通し番号23のように、教職員間で緊急連絡方法や安否確認の体制などを検証・共有するための防災訓練、通し番号24のハザードマップを基に学校施設内の防災安全マップを作成するとともに、学校が避難場所として使えない場合の避難場所や避難経路を決定した上で、それらを教職員間で検証・共有するために防災訓練を実施されたいといった指摘がございました。

そのほか、各学校や教育委員会事務局における財務事務が各種規則などに基づき適切に処理が行われていないものに対する指摘や、34ページの通し番号22のように学校評価の自己評価の公表内容がガイドライン等に照らし合わせて不十分と判断した学校には、指導をされたいといった指摘がございました。

次に、35ページの4、「意見」についてをご覧ください。

77件の意見の内訳といたしましては、こちらの表のとおりでございます。まず、財務事務に関する監査においては、判断の指針となるマニュアルの整備や台帳の改善、申請者の意思を確認するための書式の整備を求めるものが5件、より合理的・能率的に事務を処理できるようにチェック体制等の見直しを求めるものが20件、口座振替制度と

いった新たな整備を求めるものが1件ございました。

次に、財務以外の事務に関する業務監査においては、点検評価、学校評価、人事評価の改善に関するものが28件、そのほか教職員の超過勤務や不祥事への対策に関する意見や、学校の防災対策に関する意見などがございました。

最後に、36ページをご覧ください。

点検評価、学校評価、人事評価につきましては、総括的意見においても、それぞれの評価において相互に有機的に連携させることを意識して制度を運用させてほしいとの意見がございました。

具体的には、船橋の教育と点検評価に記載されている教育目標や施策、事務事業など学校評価や人事評価の評価項目として意図して取り上げるといった連携を図ることが重要ではないかとのご意見でございます。

令和2年度から向こう10年間を見据えた「船橋の教育2020－船橋市船橋教育振興基本計画－」がスタートすることとなりますので、学校評価や人事評価においても記載されている内容を意識して評価項目等に取り上げてもらえるよう、今後は校長会議や研修会等で各学校に対し船橋の教育や点検評価について説明を行ってまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。

#### 【佐藤委員】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ありませんか。

それでは、続きまして、報告事項2から報告事項5については、定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ございませんか。

ないようでしたら、報告事項6、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

よろしいでしょうか。

続きまして、先ほど非公開と決しました議案23号から議案第27号の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退場)

#### 【佐藤委員】

それでは、議案第23号について、文化課、説明願います。

議案第23号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【佐藤委員】**

続きまして、議案第24号について、青少年センター、説明をお願いします。

青少年センター所長、お願いします。

議案第24号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【佐藤委員】**

続きまして、議案第25号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

**【佐藤委員】**

それでは、議案第25号について、指導課、説明をお願いします。

指導課長。

議案第25号「令和2年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」は、指導課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【佐藤委員】**

続きまして、議案第26号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

**【佐藤委員】**

それでは、議案第26号について、学務課、説明をお願いします。

学務課長。

議案第26号「職員の任免について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【佐藤委員】**

続きまして、議案第27号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退場)

**【佐藤委員】**

それでは、議案第27号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

議案第27号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

**【佐藤委員】**

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで、教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時55分閉会

令和2年3月30日